



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

# 賃金引上げ・価格転嫁 円滑化等に関する オンラインセミナー

厚生労働省新潟労働局

## 下請法の概要

公正取引委員会 事務総局  
経済取引局 取引部 企業取引課

その一言で  
救われる

「見直そう」

原料価格の上昇  
労務費の上昇

取引価格への反映

エネルギーコスト等の上昇

11月は下請取引適正化推進月間です

公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission  
<https://www.jftc.go.jp/>

中小企業庁  
<https://www.chusho.meti.go.jp/>

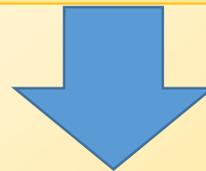
相談窓口は  
こちら

令和5年度下請取引適正化推進月間ポスター

## 下請代金支払遅延等防止法(下請法)の概要

### 1 目的(第1条)

この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。



- ・下請取引の公正化
- ・下請事業者の利益保護

## 2 親事業者、下請事業者の定義(第2条第1項～第8項)

### (1) ● 物品の製造委託・修理委託

#### ● 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)

親事業者		下請事業者
資本金3億円超	→	資本金3億円以下(個人を含む)
資本金1千万円超3億円以下	→	資本金1千万円以下(個人を含む)

### (2) ● 情報成果物作成委託・役務提供委託

(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)

親事業者		下請事業者
資本金5千万円超	→	資本金5千万円以下(個人を含む)
資本金1千万円超5千万円以下	→	資本金1千万円以下(個人を含む)

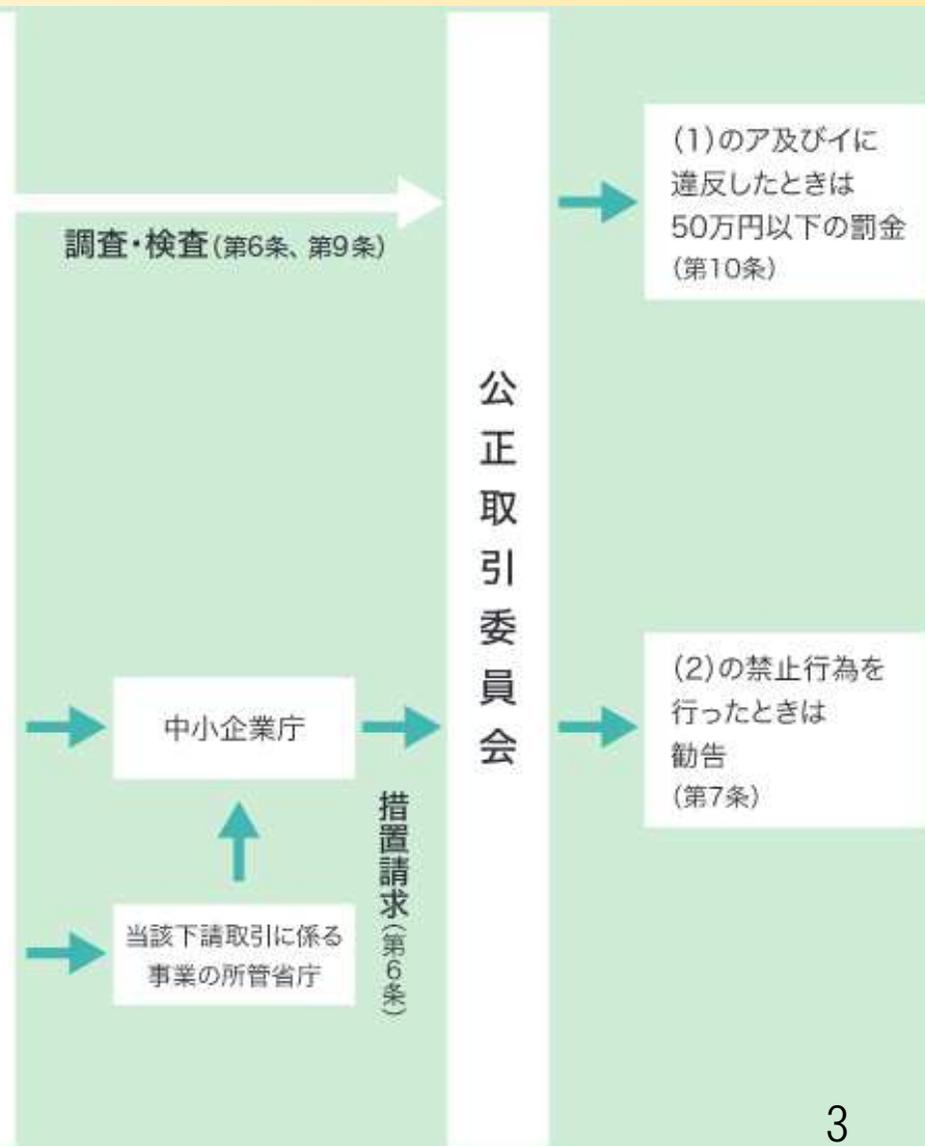
## 3 親事業者の義務及び禁止行為～調査・検査及び勧告

### (1) 義務

- ア 書面の交付義務 (第3条)
- イ 書類作成・保存義務 (第5条)
- ウ 下請代金の支払期日を定める義務 (第2条の2)
- エ 遅延利息の支払義務 (第4条の2)

### (2) 禁止行為

- ア 受領拒否の禁止 (第4条第1項第1号)
- イ 下請代金の支払遅延の禁止 (第4条第1項第2号)
- ウ 下請代金の減額の禁止 (第4条第1項第3号)
- エ 返品 of 禁止 (第4条第1項第4号)
- オ 買ったたきの禁止 (第4条第1項第5号)
- カ 物の購入強制・役務の利用強制の禁止 (第4条第1項第6号)
- キ 報復措置の禁止 (第4条第1項第7号)
- ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 (第4条第2項第1号)
- ケ 割引困難な手形の交付の禁止 (第4条第2項第2号)
- コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (第4条第2項第3号)
- サ 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止 (第4条第2項第4号)



下請取引

=

取引の内容

+

資本金区分

取引の内容と資本金区分の両方に該当する取引が  
下請法の適用対象となる下請取引

下請法の規制対象となる取引は、「**製造委託**」、「**修理委託**」、「**情報成果物作成委託**」、「**役務提供委託**」の4つに大別されます。

## 製造委託

物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者にも物品の製造や加工などを委託することをいいます。ここでいう「物品」は動産のことを意味しており、家屋などの不動産は対象に含まれません。

## 修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者にも委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者にも委託することなどをいいます。

## 情報成果物作成委託

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者はその作成作業を委託することをいいます。情報成果物の代表的な例としては、次のようなものがあり、物品の付属品・内蔵部品、物品の設計・デザインに係わる作成物全般を含んでいます。

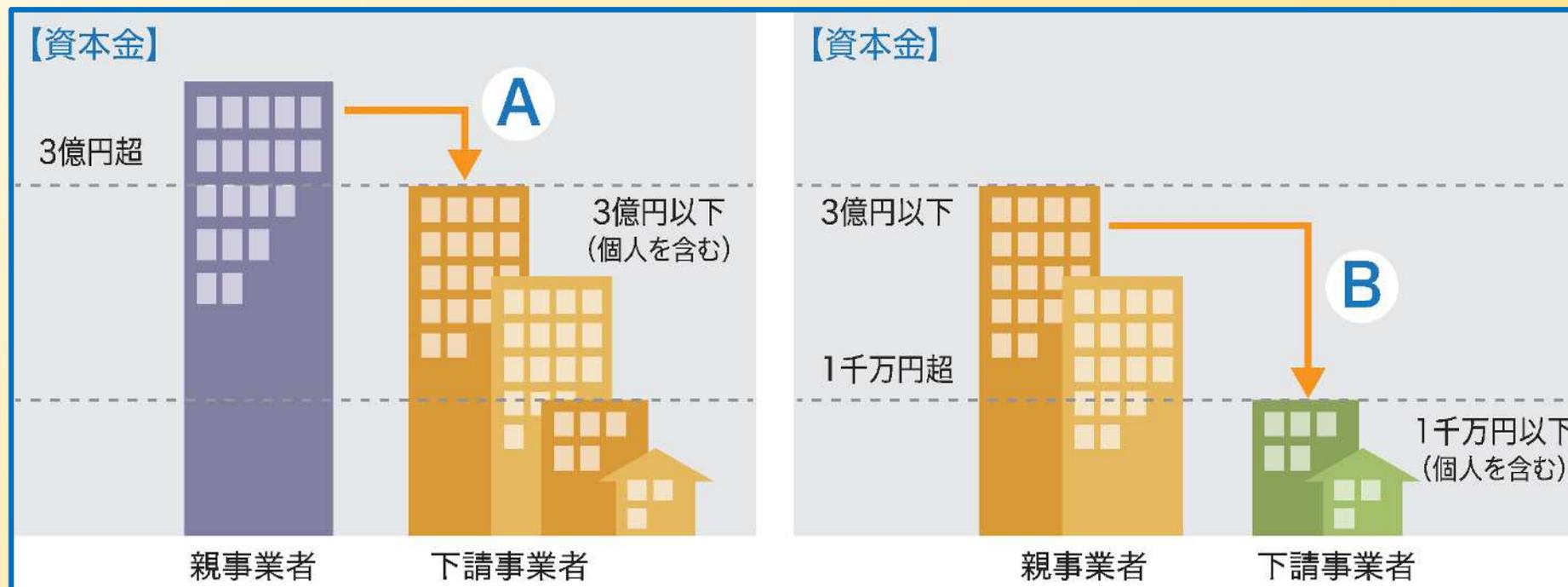
- 例：
- ・プログラム
  - ・映像や音声、音響などから構成されるもの
  - ・文字、図形、記号などから構成されるもの

## 役務提供委託

他社から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス(役務)の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者に委託することをいいます。ただし、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は、下請法の対象とはなりません。

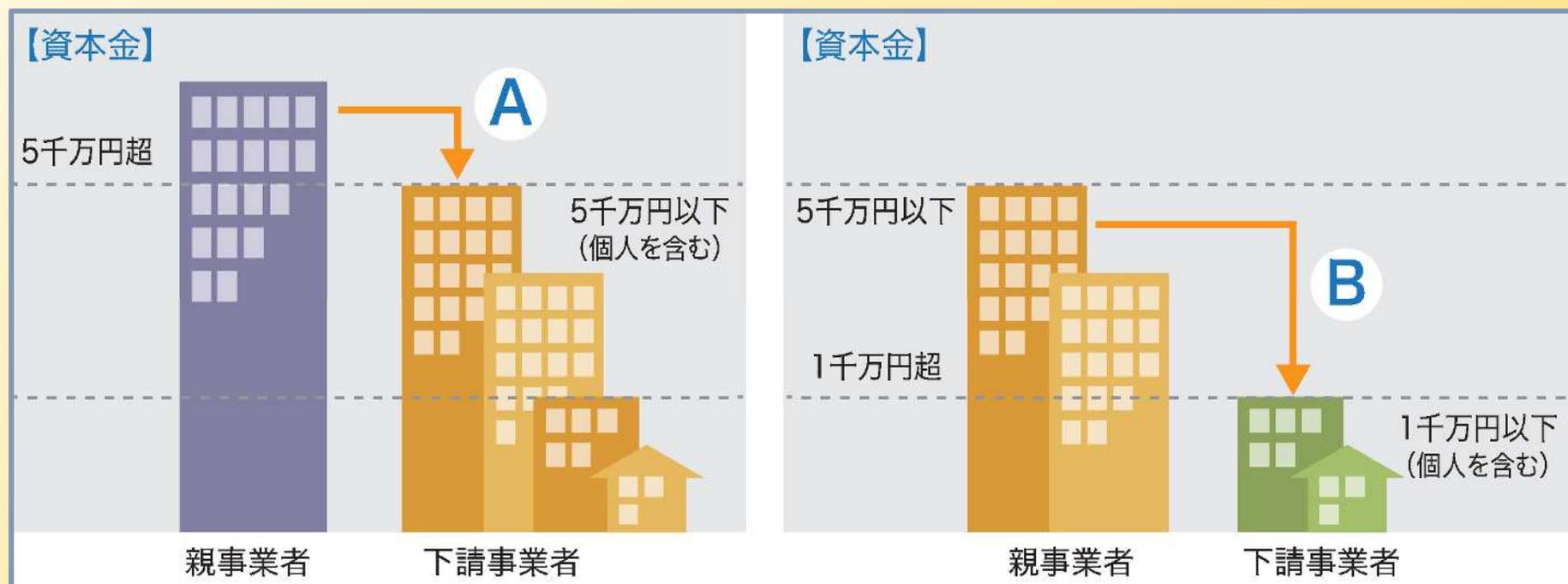
## 資本金区分①

- **製造委託・修理委託**
- **情報成果物作成委託**のうちプログラムの作成
- **役務提供委託**のうち運送、物品の倉庫保管及び情報処理



## 資本金区分②

- プログラムの作成以外の**情報成果物作成委託**
- 運送、物品の倉庫保管及び情報処理以外の**役務提供委託**



## 取引の内容と資本金区分をまとめると以下のとおりです。

- (1) ● 物品の製造委託・修理委託  
● 情報成果物作成委託・役務提供委託  
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの)



- (2) 情報成果物作成委託・役務提供委託  
(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)



下請法の適用対象となる取引は、**取引の内容**と**資本金区分**の両方の条件を満たすもの。



下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には以下の**4つの義務**が課せられています。

**1. 発注書面を交付する義務**

**2. 取引に関する書類を作成・保存する義務**

**3. 支払期日を定める義務**

**4. 遅延利息を支払う義務**

## 1. 発注書面を交付する義務

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、親事業者は発注に当たって、発注内容を明確に記載した書面を直ちに交付する義務があります。

### 発注書面に記載すべき事項

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 親事業者及び下請事業者の名称</li><li>② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日</li><li>③ 下請事業者の給付の内容</li><li>④ 下請事業者の給付を受領する期日</li><li>⑤ 下請事業者の給付を受領する場所</li><li>⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日</li><li>⑦ 下請代金の額</li><li>⑧ 下請代金の支払期日</li><li>⑨ 手形を交付する場合は、手形の金額及び手形の満期</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>⑩ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日</li><li>⑪ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日</li><li>⑫ 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法</li></ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

# 発注書面の必要記載事項②

前頁の必要記載事項を1つの書式に含めた場合の発注書面サンプルです。  
(①から⑧は、前頁記載の発注書面に記載すべき事項です。)

## 発注書面サンプル

(規則で定める事項を1つの書式に含めた場合)

注 文 書		② 令和〇年〇月〇日	
① 〇×株式会社 殿		① 株式会社△△△△	
下記のとおり、発注いたします。			
⑦ 発注金額		円	
④ 納 期	: 令和〇年〇月〇日	⑤ 納品場所: 弊社△△工場△△係	
⑧ 支払期日	: 令和〇年〇月〇日	支払方法: 全額現金払い※	
⑥ 検査完了期日	: 令和〇年〇月〇日		
③ 品名及び規格・仕様等	単価	数量	金額
		小計	
		消費税	
		合計	

※現金による支払は金融機関への口座振込によります。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に支払います。振込手数料は当社が負担します。

## 2. 取引に関する書類を作成・保存する義務

製造委託をはじめとする下請取引が完了した場合、親事業者は、給付内容、下請代金の額など、**取引に関する書類を記録として作成し、2年間保存することが義務付けられています。**

- ① 下請事業者の名称(番号,記号等による記載も可)
- ② 製造委託,修理委託,情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③ 下請事業者の給付の内容
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日(役務提供委託の場合は,役務が提供される期日・期間)
- ⑤ 下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日(役務提供委託の場合は,役務が提供された日・期間)
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は,検査を完了した日,検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- ⑦ 下請事業者の給付の内容について,変更又はやり直しをさせた場合は,内容及び理由
- ⑧ 下請代金の額(算定方法による記載も可)
- ⑨ 下請代金の支払期日
- ⑩ 下請代金の額に変更があった場合は,増減額及び理由
- ⑪ 支払った下請代金の額,支払った日及び支払手段
- ⑫ 下請代金の支払につき手形を交付した場合は,手形の金額,手形を交付した日及び手形の満期
- ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は,金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
- ⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は,電子記録債権の額,下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
- ⑮ 原材料等を有償支給した場合は,品名,数量,対価,引渡しの日,決済をした日及び決済方法
- ⑯ 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は,その後の下請代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は,遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

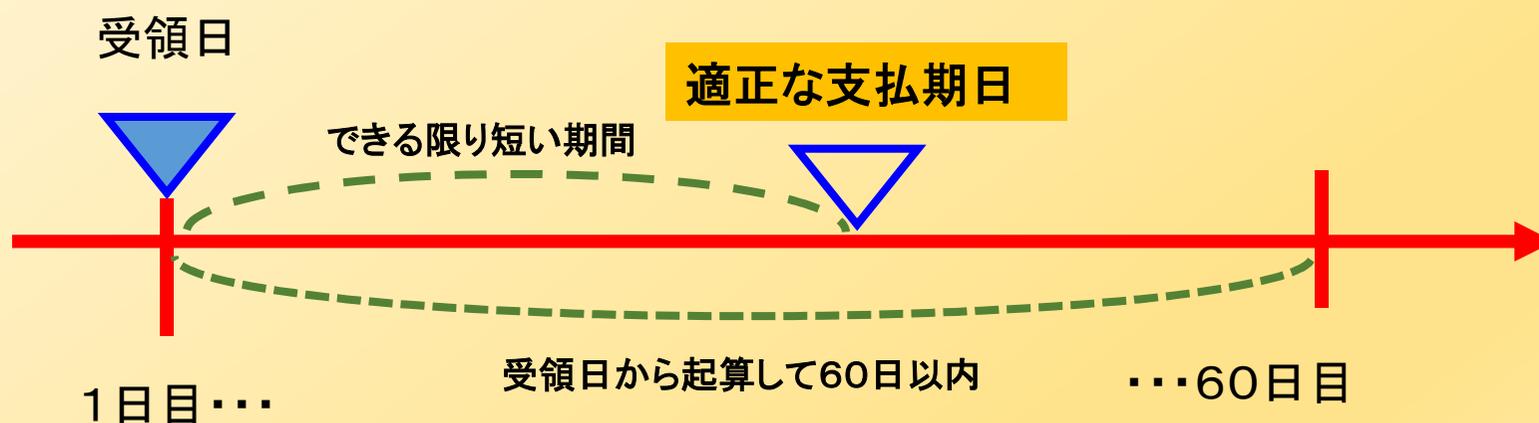
### 具体的な必要記載事項

## 3. 支払期日を定める義務

親事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内の**できる限り短い期間内**で、下請代金の支払期日を定めなくてはなりません。

支払期日を定めなかった場合などには、次のように支払期日が法定されます。

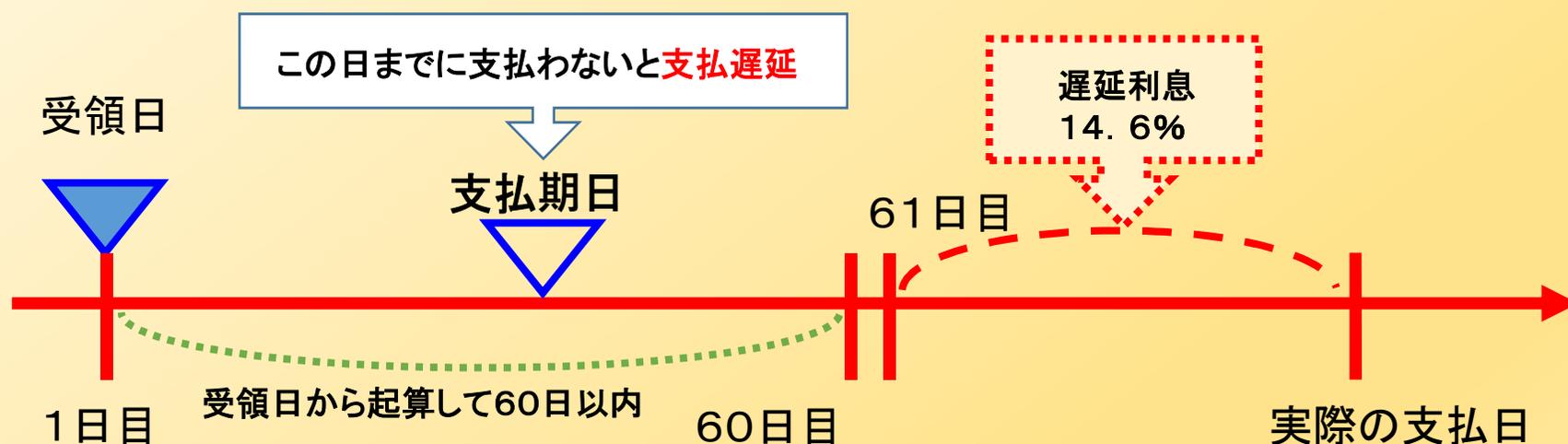
- ア 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日
- イ 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日



## 4. 遅延利息を支払う義務

親事業者が、支払期日までに下請代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じ**下請事業者に対して遅延利息(年率14.6%)を支払う義務があります。**

この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利率に優先して適用されます。当事者間でこの利息と異なる約定利率(10%など)を定めていても、その約定利率は排除されます。



※ 「遅延利息を支払えば下請代金の支払を遅らせてよい」というものではありませんので御注意ください。

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者による以下の11項目の行為は禁止されています。

たとえ下請事業者の了解を得ていても、また、親事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れる行為は下請法違反となりますので十分注意してください。

## 親事業者の禁止行為

### 【第4条第1項に該当する行為】 (第4条第1項第1号から7号)

- ①受領拒否の禁止
- ②下請代金の支払遅延の禁止
- ③下請代金の減額の禁止
- ④返品 of 禁止
- ⑤買ったたきの禁止
- ⑥購入・利用強制の禁止
- ⑦報復措置の禁止

### 【第4条第2項に該当する行為】 (第4条第2項第1号から第4号)

- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨割引困難な手形の交付の禁止
- ⑩不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑪不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

## 受領拒否

下請事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否することです。発注の取消し、納期の延期などで納品物を受け取らない場合も、受領拒否に当たります。

「受領」とは、下請事業者が納入したものを検査の有無に関わらず受け取る行為であって、**親事業者が事実上支配下に置けば、受領したことになる**。

下請事業者に責任があるとして、受領を拒むことができるのは、以下の場合のみです。

- ① 下請事業者の給付の内容が発注書面に明記された委託内容と異なる場合又は下請事業者の給付に瑕疵等がある場合
- ② 下請事業者の給付が、発注書面に明記された納期までに行われなかったため、給付そのものが不要になった場合

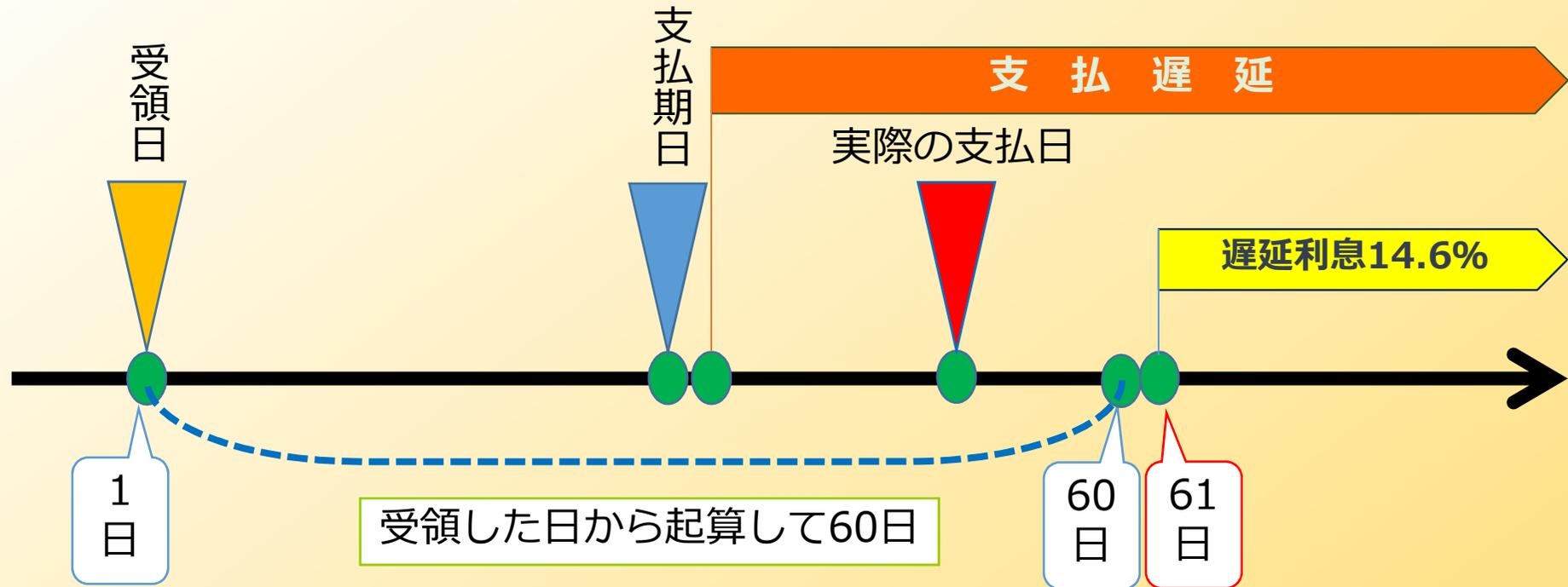
## 下請代金の支払遅延

発注した物品等の受領日から、60日以内で定められている支払期日までに下請代金を支払わないことです。物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払わなければ支払遅延となります。

親事業者は、発注する際に支払期日を明確に定める**義務**があり、納品された物品の検査、検収に日数がかかる場合であっても、**支払期日は受領後60日以内のできるだけ短い期間内に定める必要があります。**

支払遅延となる行為は、その支払期日の定められ方によって3つに分けられます。

- ① 支払期日が受領日から60日以内に定められている場合は、**その定められた支払期日までに下請代金を支払わない**とき。
- ② 支払期日が定められていない場合は、**その給付の受領日に下請代金を支払わない**とき。
- ③ 支払期日が受領日から60日を超えて定められている場合は、**受領日から60日目までに下請代金を支払わない**とき。



60日以内に支払っていても、**支払期日に支払わないと支払遅延**となる。

**注意！**

**61日目以降は、遅延利息を支払う義務があるが、遅延利息を支払えば下請代金の支払を遅らせてよいというものではない。**

## 下請代金の減額

下請事業者に責任がないのに、発注時に決定した下請代金を減額することです。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額に関わらず、あらゆる減額行為が禁止されています。

下請事業者との合意があつたとしても、下請事業者に責任がないのに下請代金を減額することは違反となります。

下請法違反として勧告・公表される行為のうち最も多い行為です。

下請事業者に責任があるとして下請代金の減額ができるのは、以下の場合のみです。

- ① 下請事業者の責めに帰すべき理由(瑕疵、納期遅れ等)があるとして、受領拒否又は返品することが下請法違反とならない場合に、受領拒否又は返品をして、その給付に係る下請代金の額を減ずるとき
- ② 下請事業者の責めに帰すべき理由があるとして、受領拒否又は返品することが下請法違反とならない場合であって、受領拒否又は返品をせずに、親事業者自ら手直しをした場合に、手直しに要した費用など客観的に相当と認められる額を減ずるとき
- ③ 下請事業者の責めに帰すべき理由があるとして、受領拒否又は返品することが下請法違反とならない場合であって、受領拒否又は返品をせずに、瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減ずるとき

## 返品

下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することです。不良品などがあった場合には、受領後6か月以内に限り、返品することが認められています。

親事業者の取引先からのキャンセルや商品の入替え等の名目や数量の多寡を問わず、また、下請事業者との合意があったとしても、下請事業者に責任がないのに返品することは違反となります。

下請事業者に責任があるとして、返品できるのは、以下の場合のみです。

- ① 下請事業者の給付の内容が発注書面に明記された委託内容と異なる場合
- ② 下請事業者の給付に瑕疵等がある場合

## 買ったとき

発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い下請代金を不当に定めることです。通常支払われる対価とは、同種又は類似品等の市価です。下請代金は、下請事業者と事前に協議の上、定める必要があります。

「通常支払われる対価」とは、同種又は類似品等の市価のことをいいます。下請代金は、下請事業者と事前に十分協議を重ねた上で定める必要があります。

買ったときに該当するか否かは、以下の4つの要素を勘案して総合的に判断されます。

- ① 下請代金の額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- ② 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- ③ 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④ 当該給付に必要な原材料等の価格動向

## 購入・利用強制

下請事業者が発注する物品の品質を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者が指定する物(製品、原材料等)、役務(保険、リース等)を強制して購入、利用させることです。

「親事業者が指定する物、役務」とは、**親事業者自らが販売するものに限られません。**

親事業者の子会社、関連会社、取引先特約店等が販売する商品、役務も含まれます。

以下のような方法で要請することは購入・利用強制に該当するおそれがあります。

- ① 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に購入・利用を要請すること。
- ② 下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて購入・利用を要請すること。
- ③ 下請事業者に対して、購入又は利用しなければ不利益な取扱いをする旨示唆して購入・利用を要請すること。
- ④ 下請事業者が購入・利用する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入・利用する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて購入・利用を要請すること。
- ⑤ 下請事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に下請事業者に物を送付すること。

## 報復措置

親事業者の違反行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、その下請事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な取扱いをすることです。

**この規定が設けられたねらい**

**下請事業者が親事業者の報復を恐れず公正取引委員会や中小企業庁に対し、親事業者の下請法違反行為を申告できるようにするため。**

## 有償支給原材料等の対価の早期決済

親事業者が有償支給する原材料等で、下請事業者が物品の製造等を行っている場合、その原材料等が用いられた物品の下請代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせることです。

下請事業者に責任がないのに、その原材料等が用いられた物品の下請代金より早く、原材料等の対価を支払わせ、下請事業者の利益を不当に害すると違反となります。

「下請事業者に責任がある」とは、例えば以下の場合が考えられます。

- ① 下請事業者が支給された原材料等を毀損又は損失し、納入すべき物品の製造が不可能になった場合
- ② 支給された原材料等によって不良品や注文外の物品を製造した場合
- ③ 支給された原材料等を他に転売した場合

## 割引困難な手形の交付

下請代金を手形で支払う際、銀行や信用金庫など、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付することです。

現在、支払手形の手形期間が**繊維製品に係る下請取引**においては**90日**、**その他の下請取引**においては**120日**を超える長期手形は割引困難手形の交付の禁止に違反するおそれがあるものとして取り扱い、すべて同期間内に改善するよう指導しています。

## 下請代金の支払に係る手形等のサイトに関する要請について

令和3年3月31日に「下請代金の支払手段について」を関係事業者団体に要請するに伴い、**令和6年**を目処に、上記期間を**60日**とすることを前提として、見直しの検討を行うこととしています。

## 不当な経済上の利益の提供要請

親事業者が自己のために、下請事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させることです。下請代金の支払とは独立して行われる、協賛金や従業員の派遣などの要請が該当します。

「金銭や役務、その他経済上の利益」とは、協賛金、従業員の派遣等の名目の如何を問わず、**下請代金の支払とは独立して行われる金銭の提供、作業への労務の提供等**を含みます。

以下のような方法で自己のために経済上の利益の提供を要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあります。

- ① 購買・外注担当者等**下請取引に影響を及ぼすこととなる者が**下請事業者に**金銭・労働力の提供を要請すること。**
- ② **下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて**金銭・労働力の提供を要請すること。
- ③ 下請事業者に対して、**要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して**金銭・労働力の提供を要請すること。
- ④ 下請事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも**明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて**金銭・労働力の提供を要請すること。

## 不当な給付内容の変更、やり直し

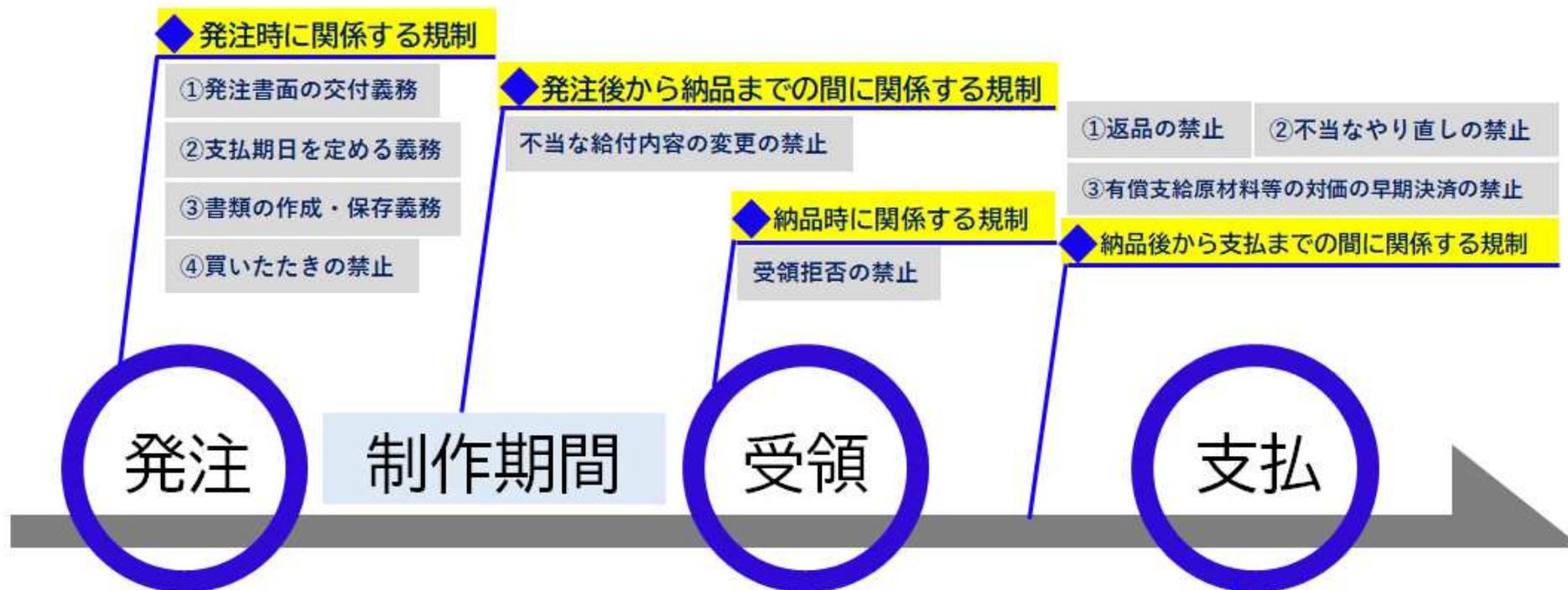
発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後やり直しや追加作業を行わせる場合に、下請事業者が作業に当たって負担する費用を親事業者が負担しないことです。

「給付内容の変更」とは、**給付の受領前に発注書面に記載されている給付内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることをいいます。**  
「やり直し」とは、**給付の受領後に、追加的な作業を行わせることをいいます。**

下請法では、**給付内容の変更又はやり直し自体を禁止しているものではなく、「下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに」給付内容の変更又はやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止しています。**

**給付内容の変更又はやり直しのために必要な費用を親事業者が負担するなどにより、下請事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはなりません。**

## 親事業者の義務(4項目)及び禁止行為(11項目)は、取引の流れに沿って規制が置かれています！



下請事業者が安心して取引できるよう、取引の流れに沿って規制が置かれています。

### ◆ 特定の局面に関係なく注意すべき規制

- ①購入利用強制の禁止
- ②不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ③報復措置の禁止

### ◆ 支払時に関する規制

- ①下請代金の減額の禁止
- ②割引困難な手形の交付の禁止
- ③支払遅延の禁止
- ④遅延利息を支払う義務

※ 「書類の作成・保存義務」など複数の局面に関係するものは、最も早い時期又は関連性の高い局面で取り上げています。

## 書面調査、立入検査を行っています。

公正取引委員会及び中小企業庁では、下請取引が公正に行われているか否かを把握するため、毎年、親事業者、下請事業者に対する書面調査を実施しています。また、必要に応じて、親事業者の事業所等に赴くなどして、親事業者の保存している取引記録などの帳簿書類等を調査しています。

## 勧告の公表を行っています。

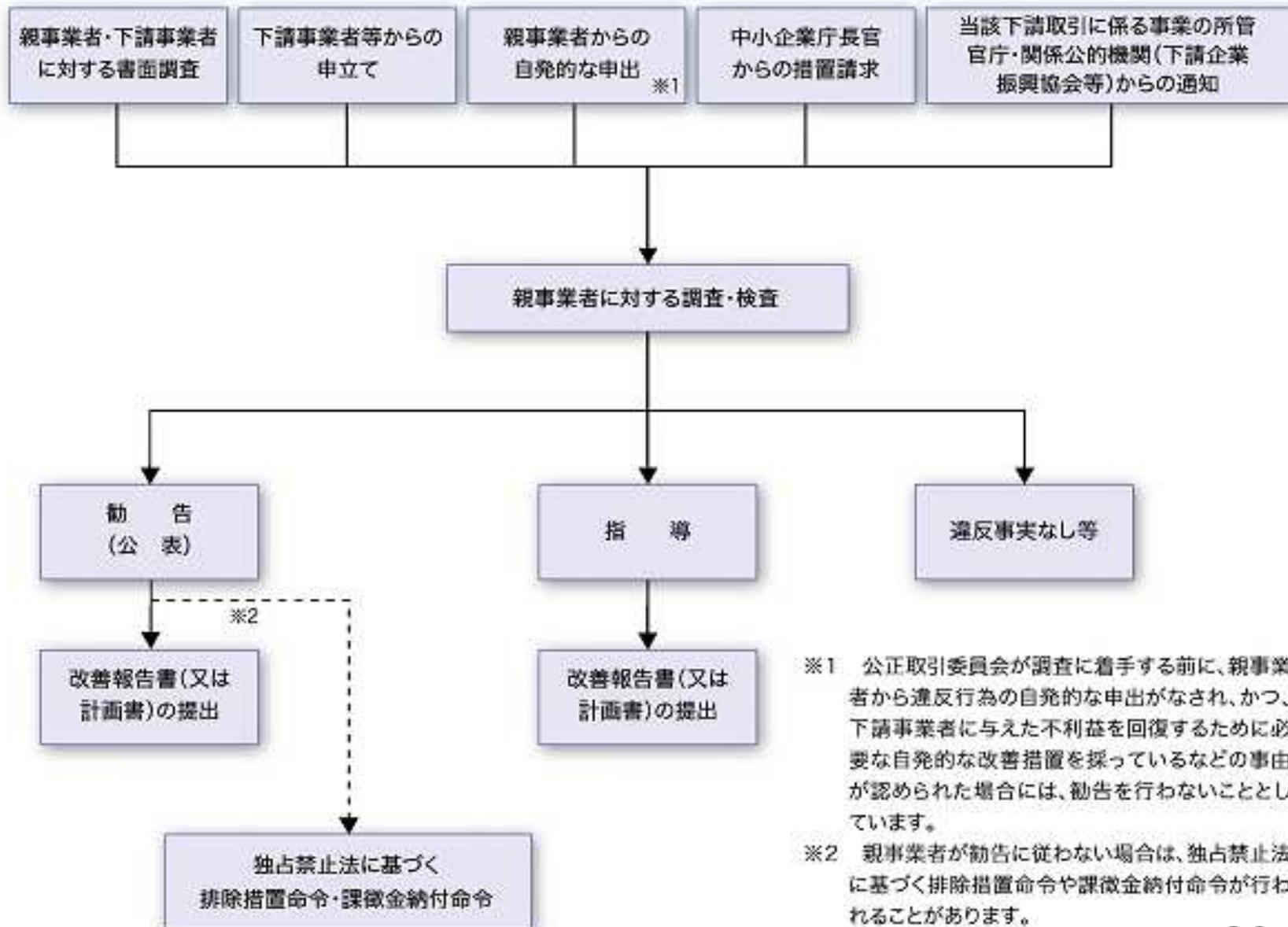
親事業者が下請法に違反した場合、それを取り止めて原状回復させることを求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう、勧告を行っています。また、勧告が行われた場合は、原則としてその旨を公表することとしています。

## 最高50万円の罰金が科せられます。

親事業者が次のような違反行為を行った場合には、違反者である個人、そして親事業者である会社も罰せられます。罰金の上限額は、最高50万円となっています。

- 発注内容等を記載した書面の交付義務違反
- 取引内容を記載した書類の作成・保存義務違反
- 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- 立入検査の拒否、妨害、忌避

# 下請法事件処理フローチャート



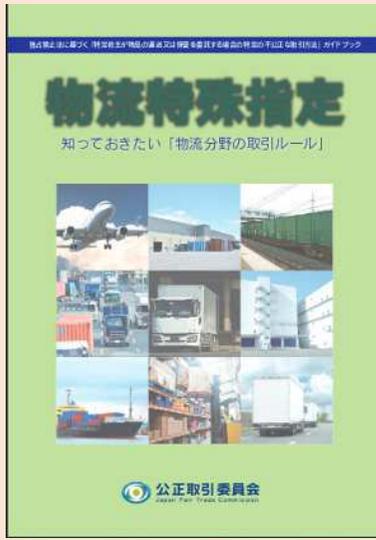
※1 公正取引委員会が調査に着手する前に、親事業者から違反行為の自発的な申出がなされ、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められた場合には、勧告を行わないこととしています。

※2 親事業者が勧告に従わない場合は、独占禁止法に基づく排除措置命令や課徴金納付命令が行われることがあります。

各種講習動画の内容は、以下のパンフレットの内容を基に作成しています。  
 さらなる理解を深めるために、各種パンフレットを公正取引委員会ウェブサイトよりダウンロードいただき、参考にしてください。

**掲載URL** [トップページ](#) > [報道発表・広報活動](#) > [各種パンフレット](#)

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>

<p>知って守って下請法          ~豊富な事例で          実務に役立つ~</p>	<p>下請取引適正化推進          講習会テキスト</p>	<p>優越的地位の濫用          ~知っておきたい          取引ルール~</p>	<p>物流特殊指定          知っておきたい「物流分          野の取引ルール」</p>
			



御覧いただきありがとうございました。



公正取引委員会  
公式キャラクター

さらに詳しい情報はこちら



<https://www.jftc.go.jp>

公取 で検索



@jftc



JapanFTC



JFTCchannel